

第 31 号議案

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例の件

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例（昭和51年 4 月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条関係）							別表第1（第5条関係）						
公園名	釣り料		入園料	駐車料			公園名	釣り料		入園料	駐車料		
	利用料金	基本釣り料		割増釣り料	基本駐車料	割増駐車料		単車駐車料	基本釣り料		割増釣り料	基本駐車料	割増駐車料
神戸市立須磨海づり公園	1人につき 1,500円 (700円)	1人1時間につき 350円 (170円)	1人1回につき 300円 (100円)	[略]	[略]	[略]	神戸市立須磨海づり公園	1人につき 1,200円 (700円)	1人1時間につき 300円 (170円)	1人1回につき 200円 (100円)	[略]	[略]	[略]
神戸市立平磯海づり公園	1人につき 1,500円 (600円)	1人1時間につき 350円 (150円)		1台1回につき 700円	1台1時間につき 150円	[略]	神戸市立平磯海づり公園	1人につき 1,000円 (600円)	1人1時間につき 250円 (150円)		1台1回につき 500円	1台1時間につき 100円	[略]
備考 [略]							備考 [略]						

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

神戸市立海づり公園の利用料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。